

高齢者の精神保健福祉(5)

～地域の中で楽しい老後を!～

老いてこそ仲間づくり—— 孤独にならない

加齢は受け入れ、できることを増やそう。

身体疾患もしっかり管理を。
地域のサービスを積極的に
利用しましょう。



知っておきたい相談先—— 高齢者精神保健福祉に関する相談機関

介護保険制度

要介護認定を受けると、介護サービスを利用することができます。

相談窓口 各区役所

成年後見制度

判断力が不十分な人について、契約を代わって行ったり、誤った判断による契約を取り消すことができるようにして、本人を保護する制度。判断能力が低くなったときに備え、あらかじめ信頼できる人や法人に「任意後見契約」を結んでおくことができます。

相談窓口 地域包括支援センター

日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない方に、日常的な福祉サービスの利用や利用料の支払の援助などを契約に基づいて実施します。

相談窓口 社会福祉協議会

こころの健康や精神の病気の相談

こころの相談などや精神の病気の相談をすることができます。

相談窓口 各区 保健福祉課

平成16年以降、行政用語及び一般的な用語として、「認知症」が使われ、医療用語としては引き続き「痴呆」が使用されます。